


評価公表日：2023年10月4日

評価対象	評価符号
<p>浜銀 TT 証券</p> <p>【会社概要】 横浜銀行と東海東京証券が共同出資し、2008年11月4日に営業開始。東海東京証券の証券業務ノウハウを活用。</p>	

【評価維持】

「R&I 顧客本位の金融販売会社評価」へ評価名称を変更し、評価を維持する。社長が委員長を務める「FD 委員会」のもと、引き続きグループ一体となって FD を推進している。長期の資産形成に資するファンドを選定することと合わせ、顧客へポートフォリオ提案をするための研修を全店で実施。横浜銀行での保有資産も含めた顧客情報を共有し、最適な商品を提供する取り組みなどを評価し「S」とした。

評価のポイント

- 顧客本位の業務運営に係る方針等の策定・公表等
横浜銀行と連携し、引き続きグループが一体となり顧客本位の業務運営（Fiduciary Duty：FD）に取り組んでいる。社長が委員長を務める「FD 委員会」のもと、経営陣が仕組債など取扱商品の議論に加わる姿勢を高く評価した。
- 顧客の最善の利益の追求
2022年4月、年次や役職を問わず社員全員が利用できるカフェテリア研修を導入。また同10月には支店に「FD 未来づくり委員会」を設置した。現場のコミュニケーションを活性化させ、FDの実現に向けた取り組みを後押ししている。
- 金融商品の販売方針策定及び販売、レビュー
顧客の長期にわたる資産形成に資する商品として、投資信託を中心に据えて預かり資産残高を拡大。投信等の販売にあたり銀証連携を強化し、横浜銀行での保有資産も含めた最適な商品の提案を実施。年齢や投資方針等に応じた販売を強化したことで保有商品の分散も進んでいる。仕組債の販売を全面的に停止したことはFDの観点から妥当な判断と言える。
- 金融商品の選定・モニタリング
担当部署の人員を増やすなど体制を強化し、商品ラインアップの絞り込みを進めた。バランスファンドの比率が高い横浜銀行との棲み分けを考慮し、海外株式で運用するファンドの品ぞろえを厚くしている。
- 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等
営業店および営業員の業績評価では、フロー収益項目の評価ウエートをさらに軽減させ、預かり資産残高等の基盤拡大をより重視した。また投信の販売手数料を一律のみなし評価とし、特定商品に偏らない販売をするための工夫をしている。

「R&I 顧客本位の金融販売会社評価」について

銀行、証券会社などが、投資信託等を販売する会社が「いかに顧客本位の金融商品販売を行っているか」、その取組方針や取組状況を依頼に基づき、中立的な第三者の立場から評価します。資産形成のコアとなる投信・ファンドラップ販売に関する評価を主軸としますが、他のリスク性金融商品も含め顧客のライフプランに相応しい金融商品を適切に提案・販売をしているかを評価します。資産形成に取組む個人の方が販売会社を選ぶ際に、この評価を参考指標として利用することを想定しています。

評価符号とその定義は以下の通りです。

符号	定義
SSS	顧客の最善の利益を図るための取組みが十二分に行われている。
SS	顧客の最善の利益を図るための取組みが十分に行われており、非常に多くの優れた要素がある。
S	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、多くの優れた要素がある。
A	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、優れた要素がある。
B	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われているが、改善すべき要素がある。
C	顧客の最善の利益を図るための取組みが不十分であり、改善すべき要素が多い。

(注) 評価符号が「SS」以上の場合には、販売実績や顧客損益など客観的な指標を重視します。「SS」、「S」、「A」については、上位評価に近いものにプラスの表示をし、それぞれ「SS+」、「S+」、「A+」と表示することがあります。プラスも符号の一部です。

R&I 顧客本位の金融販売会社評価は、投信販売業務を行う金融事業者の「顧客本位の業務運営」に関する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。十分信頼できると判断される情報源からの情報に基づき評価を実施していますが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。この評価情報の利用によって何らかの損害が発生した場合、その原因がいかなるものであれ、R&I は一切の責任を負わないものとします。R&I 顧客本位の金融販売会社評価は R&I 投信定性評価・定量評価レーティングとはそれぞれ独立のものであり、互いの評価に影響を与えるものではありません。R&I 顧客本位の金融販売会社評価の業務は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。

